

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月1日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省国土地理院

2 作業の種類

基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）

3 作業期間

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

4 作業地域

三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、長泉町、小山町の一部